

航空自衛隊達第29号

航空自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第3号）第75条及び第82条の規定に基づき、航空自衛隊における予備自衛官の招集訓練の実施に関する達を次のように定める。

昭和61年12月19日

改正	平成	元年	2月28日	航空自衛隊達第	4号
	平成	5年	11月26日	航空自衛隊達第	42号
	平成	18年	7月26日	航空自衛隊達第	35号
	平成	27年	10月19日	航空自衛隊達第	53号
	平成	29年	6月23日	航空自衛隊達第	27号
	令和	元年	6月27日	航空自衛隊達第	14号
	令和	3年	3月17日	航空自衛隊達第	18号

航空幕僚長 空将 大村 平

航空自衛隊における予備自衛官の招集訓練の実施に関する達（登録報告）

（趣旨）

第1条 この達は、航空自衛隊における予備自衛官の招集訓練の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（招集訓練に係る部隊等の長の責務）

第2条 担当方面隊司令官（予備自衛官の招集手続に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第33号）別表に定める区域を担当する航空方面隊司令官をいう。）は、招集訓練の実施に関して、担当区域内の地区予備自衛官担当部隊等（航空自衛隊の予備自衛官の任用、服務等に関する達（昭和61年航空自衛隊達第24号。以下「任用、服務等に関する達」という。）第2条第2号に規定する地区予備自衛官担当部隊等をいう。）の長を指揮又は統制して、当該訓練を実施するものとする。

2 地区予備自衛官担当部隊等の長は、招集訓練の実施に関して担当区域内の訓練招集部隊等（任用、服務等に関する達第2条第3号に規定する訓練招集部隊等をいう。）の長を指揮又は統制して、当該訓練を実施するとともに、地方協力本部長が

実施する招集訓練の実施結果について把握するものとする。

3 訓練招集部隊等の長は、招集訓練の実施にあたり、予備自衛官が防衛招集等において任務を遂行し得る能力を付与することを重視するものとする。

4 部隊等（任用、服務等に関する達第2条第6号に規定する部隊等をいう。）の長は、訓練招集部隊等の長が実施する招集訓練に関し、訓練招集部隊等の長を支援するものとする。

（招集訓練管理組織）

第3条 招集訓練に関する業務を実施するための管理組織は、任用、服務等に関する達第4条の規定を準用する。

（招集訓練基準）

第4条 航空自衛隊の教育訓練に関する訓令第75条に規定する招集訓練基準は、別表第1のとおりとする。

（報告）

第5条 招集訓練に関する実施結果の報告は、別表第2に定めるところによる。

（委任規定）

第6条 この達の実施に関し必要な事項は、担当方面隊司令官が定めるものとする。

附 則

この達は、昭和61年12月19日から施行する。

附 則（平成元年2月28日航空自衛隊達第4号）

1 この達は、平成元年2月28日から施行する。

2 この達施行の際、第6条、第11条、第13条、第17条、第21条、第22条、第23条、第25条、第26条、第28条、第36条及び第37条の規定に基づく年度の報告等に使用する様式については、昭和63年度のものに限り従前の例による。

附 則（平成5年11月26日航空自衛隊達第42号抄）

1 この達は、平成6年1月1日から施行する。〔後略〕

附 則（平成18年7月26日航空自衛隊達第35号）

1 この達は、平成18年7月31日から施行する。

2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式の内紙は、残存部数に限り所要の修正の上使用することができる。

附 則（平成27年10月19日航空自衛隊達第53号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月23日航空自衛隊達第27号）

この達は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日航空自衛隊達第14号）

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、この達による改正前の達に定める様式で、現に存在するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年3月17日航空自衛隊達第18号）

- 1 この達は、令和3年3月18日から施行する。
- 2 この達の施行の際、この達による改正前の達に定める様式で、現に存在するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第4条関係）

招 集 訓 練 基 準

1 訓練実施の目的

次の各号に掲げる階級を指定された予備自衛官に対し、当該各号に定める基礎的能力を付与することを目的とする。

- (1) 空佐 司令部等の幕僚に必要な職務遂行能力
- (2) 空尉 隊長等の補佐に必要な職務遂行能力
- (3) 准空尉または空曹長 小隊長の補佐に必要な職務遂行能力
- (4) 空曹（空曹長を除く。） 分隊長の補佐に必要な職務遂行能力
- (5) 空士 分隊員に必要な職務遂行能力

2 実施内容

予備自衛官の運用要領を踏まえ、必要な能力を付与するとともに、部隊等の特性及び個人の練度等に応じた訓練を実施するものとする。

(1) 招集期間が5日間の場合

課目	実施内容	時間 (基準)	階級			実施部隊	
			空佐	空尉	准尉以下		
防衛基礎訓練	防衛教養	予備自衛官としての心構え、国内外情勢等に関する教育	2	○	○	○	訓練招集部隊等
	基本教練	各個教練、分隊教練	2		○	○	
	基地防衛一般	基地防空、基地警備等、基地防衛に関する教育	2	○	○	○	
職務訓練 (注1)	司令部等における幕僚活動 (演習参加を考慮する。)	24	○			職務訓練実施部隊等 (注2)	
	現職時の特技における技能維持			○	○		
	基地機能維持に必要な訓練 (必要に応じ、射撃、警備火器取扱を含む。)			○	○		
	特定の分野における活動		○	○	○		
体育訓練	体力測定(注3)	4	○	○	○	訓練招集部隊等	
受入れ事務等	事務処理、健康診断等	6	○	○	○	訓練招集部隊等	
合計時間		40					

注：1 職務訓練とは、当該予備自衛官が防衛招集等において配置される予定の職務に応じた訓練をいう。

2 職務訓練実施部隊等とは、当該予備自衛官に対して、別に定める職務訓練を実施する部隊等をいう。

3 体力測定は、別に定める体力測定実施基準における体力測定Ⅰを実施するものとする。

(2) 招集期間が1日の場合

課目	実施内容	時間
防衛教養	予備自衛官としての心構え、国内外情勢等に関する教育	8
受入れ事務等	事務処理、健康診断等	

別表第2（第5条関連）

招 集 訓 練 に 関 す る 報 告

報告題目	報告種別	報告責任者	提出先（気付）	提出部数	到着期限	報告統制章号	報告様式
年度予備自衛官 招集訓練実施報告	年報	担当方面隊司令官	航空幕僚長 （人事教育計画 課教育室長）	1	翌年度の5月末日	10-T1(D)	付紙様式

付紙様式

航空幕僚長 殿
(人事教育計画課教育室長気付)

発簡番号
発簡年月日

部隊長名 印

令和〇〇年度 予備自衛官招集訓練実施報告
(10-T1(D))

1 招集期間5日間
(1) 全般

成 果			
訓 練 阻 害 事 項		対 策 要望事項	
予備自衛官の主な意見			
そ の 他			

記載要領

- 1 細部について必要な場合は、別紙を使用するものとする。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

(2) 細部
(招集期間 5 日間)

地区予備自衛官 担当部隊等	訓練招集部隊等	訓練別参加者数							体力測定		指定階級別参加者数						健康診断				実施時期	備考	
		防衛 教養	基本 教練	基地 防衛 一般	職務訓練			体 育 の 訓 練	そ の 他	6 級 以 上	未 実 施	空 佐	空 尉	准 空 尉 及 び 空 曹 長	空 曹	空 士	計	要 医 療	要 観 察	医 療 不 要			未 実 施
					幕 僚 勤 務	現 職 時 の 特 技	基 地 機 能 維 持																
計																							

記載要領

- 1 参加者数は、年間を通じての総数をそれぞれ記載する。
- 2 実施時期は、訓練を実施した期間全てについて記載する。
- 3 細部について必要な場合は、別紙を使用するものとする。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

2 招集期間 1 日間

(1) 全般

成 果			
訓 練 阻 害 事 項		対 策 要 望 事 項	
予備自衛官の主な意見			
そ の 他			

記載要領

- 1 細部について必要な場合は、別紙を使用するものとする。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とし、横長に使用する。

(2) 細部
(招集期間 1 日間)

地区予備自衛官 担 当 部 隊 等	訓練招集部隊等	参加者数				実施時期	備考
		空 佐	空 尉	准 空 尉 以 下	計		
計							

記載要領

- 1 参加者数は、年間を通じての総数をそれぞれ記載する。
- 2 実施時期は、訓練を実施した期間全てについて記載する。
- 3 担当区域内の地方協力本部長の実施した招集訓練についても記載するものとし、訓練招集部隊等は地方協力本部として記載する。
- 4 細部について必要な場合は、別紙を使用するものとする。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とし、横長に使用する。